

地理的表示に関する表示基準を定める件の
一部改正について

平成 24 年 3 月 14 日

国税審議会酒類分科会

地理的表示に関する表示基準を定める件の一部改正について

当分科会は、酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律第 86 条の 8 の規定に基づき、平成 24 年 2 月 23 日付課酒 5－9 をもって国税庁長官から国税審議会に諮問のあった「地理的表示に関する表示基準を定める件の一部改正」について審議した結果、別紙のとおり改正することが適当であるとの結論に至ったので報告する。

平成 24 年 3 月 14 日

国 税 審 議 会 酒 類 分 科 会

分 科 会 長	飯 村 穰	(山梨大学大学院医学工学総合研究部講師)
分科会長代理	田 嶋 尚 子	(東京慈恵会医科大学名誉教授)
委 員	青山理恵子	(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会副会長)
〃	岩 崎 政 明	(横浜国立大学大学院国際社会科学研究科教授)
〃	潮 田 道 夫	(毎日新聞社論説委員)
〃	河村小百合	(株式会社日本総合研究所調査部主任研究員)
〃	神 津 十 月	(作 家)
〃	須磨佳津江	(キ ャ ス タ ー ・ ジ ャ ー ナ リ ス ト)
〃	辰 馬 章 夫	(日 本 酒 造 組 合 中 央 会 会 長)

「地理的表示に関する表示基準」新旧対照表

※ アンダーラインが改正部分である。

改 正 (案)	現 行
地理的表示に関する表示基準 (定義) 1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(4) (省略) (5) 「使用」とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいう。 イ (省略) ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、<u>輸出</u>し、又は輸入する行為 ハ (省略) 2・3 (省略)	地理的表示に関する表示基準 (定義) 1 (同左) (1)～(4) (同左) (5) (同左) イ (同左) ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、又は輸入する行為 ハ (同左) 2・3 (同左)